

---

# 私道舗装整備補助金制度のご案内

---



川口市 道路維持課

## 目 次

	ページ
※補助対象	1
※補助率・補助金額	1
※代表者の選任	2
※施工業者の選定	2
※申請手続き	2
※補助金交付の承認	3
※中間検査・完了検査	3
※補助金の請求	3
※工事費の支払い・「実績報告書」の提出	3
※その他の注意事項	4

# 私道舗装整備補助金制度のご案内

## ◎私道舗装整備補助金制度とは

この制度は、私道の舗装整備を行おうとする市民に対し、市が工事費の一部を補助する制度です。

## ※補助対象 (次の条件をすべて満たしていることが必要です)

### ○補助金交付対象者

- ・私道に接する家屋の所有者又は土地の所有者並びに居住者（以下「工事施行者」という。）であること。
- ・工事施行者全員が市税を完納していること。

### ○補助金交付対象（私道）

- ・生活道路として、近隣住民の多くが利用している道路であること。
- ・道路幅員が1.8メートル以上あり、かつ、境界が明確であること。
- ・公道に接続していること。
- ・私道に家屋が4戸以上面していること。ただし、道路位置指定の認可を受けている私道については3戸以上とする。
- ・既に舗装されている道路にあっては、路面の損傷が著しいと認められること。
- ・道路位置指定の認可を受けている私道については、認可から10年以上経過していること。

## ※補助率・補助金額

### ○補助対象経費

- ・補助対象経費は、工事施行者が補助対象工事に要した工事費とします。ただし、市長が別に定める積算工事費を上回る場合は、その積算工事費を限度とします。
- ・補助金の算出につきましては、市の標準単価にて積算します。
- ・路床土が悪く、入れ替えの必要があるとき及び地下埋蔵物の移転・撤去・改造を必要とするときは、自費で施行していただくこととなり補助金の対象とはなりません。

### ○補助率及び補助金額

- ・補助金額は、補助対象経費の10分の8以内に相当する額とする。ただし、幅員が4メートル未満で、側溝整備等を伴う場合は、10分の6以内に相当する額とする。

## ※代表者の選任

### ○代表者選任

- ・私道舗装整備承認申請書（様式第1号）を提出する際には、工事施行者の内から代表者を選任します。
- ・代表者は、工事施行者の代表として、補助金交付に関する事務手続き及び補助金受領の手続き等を行うこととなります。
- ・代表者は、工事施行者や工事店との意見調整を十分に行い、将来関係者の間で紛争等の問題が起こらないよう、補助の内容等を関係者に理解、納得していただいたうえで申請してください。

## ※施工業者の選定

### ○施工業者選定

- ・工事施行者は、私道舗装整備工事を施工させる業者を選定します。
- ・業者については、川口市入札参加登録名簿（建設工事）の土木一式工事指名登録業者の中から選定してください。

### ○施工方法決定

- ・工事の施工方法は、私道の形態、路盤の状況、側溝の有無等によって異なりますので、経済的かつ効果的な施工方法を施工業者と十分打ち合わせた上で決定してください。

## ※申請手続き

- ・私道舗装整備承認申請書（様式第1号）を提出する際には、次の書類を添付して提出してください。
  - (1) 私道舗装工事設計書
  - (2) 案内図
  - (3) 公図の写し
  - (4) 道路平面図・横断図・縦断図
  - (5) 私道舗装整備承諾書（様式第2号）
  - (6) 誓約書・委任状（様式第3号）
  - (7) 市税調査同意書（様式第4号）
  - (8) 道路利用状況説明書
  - (9) 印鑑登録証明書（代表者）
  - (10) 登記簿謄本（私道分）…要約書可
  - (11) その他、市長が必要と認める書類

## ※補助金交付の承認

- ・市は、工事施行者から私道舗装整備承認申請書が提出されたとき、書類審査及び現場調査を行い当該私道整備工事についての補助金交付承認の可否について決定します。
- ・決定の通知については、私道舗装整備承認通知書（様式第5号）または、私道舗装整備不承認通知書（様式第6号）によって工事施行者に通知するものとします。
- ・工事の施工期間については、私道舗装整備承認通知書に記載されている「工事の完了期限」を遵守してください。

## ※中間検査・完了検査

### ○中間検査（路盤検査）

- ・市は、当該私道の路盤工事までが完了した段階で、中間検査（路盤検査）を行います。
- ・中間検査の日程については事前の打合せにより調整しますので、路盤工事が終わり次第ご連絡ください。

### ○竣工届及び完了検査

- ・当該私道舗装工事完了後、すみやかに竣工届（様式第7号）を提出してください。
- ・完了検査の日程については、竣工届提出後に打合せをして決定します。

## ※補助金の請求

- ・工事施行者は、当該私道が中間及び完了検査に合格した場合、市に私道舗装整備補助金交付請求書（様式第8号）を提出して補助金の交付請求をしなければなりません。
- ・市は、工事施行者から私道舗装整備補助金交付請求書が提出されたとき、補助金交付請求書の審査及び補助金交付の手続きを行い、代表者あて口座に補助金を交付します。
- ・補助金交付手続きには時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ※工事費の支払い・「実績報告書」の提出

### ○工事費の支払い

- ・工事施行者は、市から交付された補助金及びその他の自己資金を施工業者に支払います。その際、忘れずに領収書を受け取ってください。

### ○実績報告書

- ・工事施行者は、市に私道舗装整備補助実績報告書（様式第9号）を提出し、すべての事務手続きが完了となります。提出の際は、記載内容の誤りや添付書類に不足がないかよく確認して提出してください。

## ※その他の注意事項

### 【工事施行者（代表者）】

- 1 提出書類や関係資料の記載事項にはよく目を通し、十分内容を理解した上で申請してください。
- 2 記入漏れや添付書類の不足などは手続きの遅れの原因となりますので、提出の前にもう一度よく確認してください。
- 3 代表者の捺印は申請時だけではなく、申請から完了までの間に何度か必要となります。印鑑は必ず申請時に使用したものと同一ものを使用してください。
- 4 工事内容等については施工業者任せにせず、代表者は常に工事状況等を把握してください。
- 5 舗装工事完了後も私道の所有権は各権利者にありますので、維持管理については関係者で責任を持って行ってください。また、当該私道について紛争等が生じた場合についても、関係者で責任を持って解決してください。
- 6 補助金は、補助対象工事以外の用途に使用した場合はすべて返還していただきます。また、次の場合は必ず事前にご連絡ください。
  - (1) 工事の完了期限内に工事が完了しないと思われるとき。
  - (2) 工事の内容に変更が生じたとき。
  - (3) 工事の施工が困難になったとき、または、工事を中止しようとするとき。
  - (4) その他、申請時の内容と異なる事柄が生じたとき。

### 【施工業者】

- 1 私道舗装整備工事設計書（工事見積書）について
  - (1) 補助対象経費は、舗装工・側溝工などの各工種ごとに標準工事費を算出しておりますので、各工種ごとに工事費用を見積もりしてください。
  - (2) 既設の側溝等の撤去工事は、補助対象外となりますので別途工種を設定し、工事費を見積りしてください。
- 2 道路平面図・横断図・縦断図（図面作成）について
  - (1) 縮尺の指定はありませんが、道路幅員及び延長等の尺度は均衡にし、また、道路形状についても可能な限り忠実に再現してください。
  - (2) 道路上にあるマンホール蓋や電柱などは舗装面積から控除してください。また、工事面積及び延長等の求積表を表記してください。
  - (3) 道路平面図には、道路の中心で道路延長を必ず表記してください。
  - (4) その他、図面作成の詳細については、下記までお問い合わせください。

私道舗装整備補助金制度についてのお問い合わせ・ご相談は、下記までお願いします。

<お問い合わせ> 川口市役所 建設部 道路維持課 補修係  
電話 048-258-1110（代表） 内線5117、5118  
住所 川口市三ツ和1-14-3（鳩ヶ谷庁舎1階）